

岡崎市更生保護支援団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、更生保護支援団体が行う更生保護事業を奨励し、もって更生が必要な方の自立に寄与することを目的として、予算の範囲内において交付する岡崎市更生保護支援団体等補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「更生保護支援団体」とは、更生が必要な者の自立や、非行防止運動などを継続的に行う以下の団体をいう。

- (1) 岡崎保護区保護司会
- (2) 岡崎保護区更生保護女性会
- (3) 岡崎保護区BBS会
- (4) 更生保護法人岡崎自啓会

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、更生保護支援団体の代表者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

- (1) 会議、総会及び研修会等に関する物品購入、印刷製本、会場借用、講師謝礼及び通信運搬に要する経費
- (2) 更生保護に関する活動及び更生保護施設の運営に要する物品購入、印刷製本、交通、広報及び通信運搬に関する経費
- (3) 更生保護サポートセンターの賃料

(補助対象外経費)

第6条 次に掲げる経費は補助対象とはしない。

- (1) 慶弔費及び見舞金
- (2) 食糧費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号の区分により算出して得た額を合算した額とする。

- (1) 第5条第1号から第2号の経費を合算した額から委託費収入、他の助成金収入及び前条に掲げる経費を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、更生保護支援団体ごとに定められた次の額を上限とする。

ア 岡崎保護区保護司会	450,000円
イ 岡崎保護区更生保護女性会	45,000円
ウ 岡崎保護区 B B S 会	45,000円
エ 更生保護法人岡崎自啓会	333,000円

(2) 第5条第3号の経費に3分の2を乗じて得た額とする。

(補助金額の端数処理)

第8条 前条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第5条の規定に基づき、市費補助金等交付申請書に補助対象事業に係る収支予算書及び事業計画書を添付し、事業開始までに提出しなければならない。

2 交付決定後に補助対象事業の交付申請内容を変更しようとする場合は、市費補助金等変更交付申請書に補助対象事業に係る変更後の収支予算書及び事業計画書を添付し、あらかじめ提出するものとする。

(交付決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び通知を行うものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第11条 実績報告には、市費補助事業等実績報告書に補助対象事業に係る収支決算書及び事業報告書を添付し、当該補助対象事業の完了後10日以内(10日以内に交付決定に係る会計年度の末日が到来する場合にあっては、当該会計年度の末日まで)に提出しなければならない。

(額の確定及び通知)

第12条 市長は、実績報告書を受領した場合において、当該報告に関する書類を審査し、適当と認めるときは補助金額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金の確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(交付の時期)

第14条 市長は、補助金の確定後、前条の請求により補助金を交付する。ただし、補助金の目的及び内容により必要があると認める場合は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 概算払による交付を受けようとする者は、第10条の規定による交付決定通知後に請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第15条 補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算

しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金を受けたとき。
- (2) 市長の承認を受けずに補助事業の内容を変更したとき。
- (3) 市長が適当でないとしたとき。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(終期)

第18条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。